

療養通所介護 ハッピーデイナーシング 運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人大誠会が開設する療養通所介護事業の適切な運営を確保するために、人員配置及び管理運営に関する事項を定める。

(施設運営の目的)

第2条 当療養通所介護事業は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の利用者に対し、介護保険法令の主旨に従って、療養通所介護計画を立て、適切なサービスを実施し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条

1. 当療養通所介護事業は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期状態であると認定された場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るように努めるものである。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
3. 療養通所介護の対象者は、医療及び介護双方の必要性が高いことから利用者の主治医及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることが出来るよう努める。
4. 明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことが出来るようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、「医療法人大誠会個人情報保護規定」に則り、実施する。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 施設名 | 療養通所介護 ハッピーデイナーシング |
| 2. 開設年月日 | 平成26年12月1日 |
| 3. 所在地 | 群馬県沼田市久屋原町345-1 |
| 4. 電話番号 | 0278-23-1231 |
| FAX番号 | 0278-24-5315 |
| 5. 介護保険指定番号 | 群馬県：第1070600927号 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の職員の職種は次のとおりである。員数については、法令の定めるところによる。

1. 管理者兼看護師 (1名)
2. 看護職員兼務 (3名)
3. 介護職員 (1名)

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者は、当施設の適切な運営および当該施設に従事する者の総括管理・指導を行う。
2. 看護職員は、医師の指示に基づき、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、服薬指導および利用者の居宅サービス計画書及び療養通所介護計画書に基づく看護を行う。
3. 介護職員は、利用者の居宅サービス計画書及び療養通所介護計画書に基づく介護を行う。

(職員の職務規律)

第7条 職員は、介護保健関係法令及び諸規則、個人情報保護法を尊重し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。職務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

1. 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、博愛の精神を持って接すること。
2. 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
3. お互いに協力し合い、能率および介護技術の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第8条 施設職員の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第9条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人大誠会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第10条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(利用定員)

第11条 療養通所介護の利用定員は3人とする。

(定員の遵守)

第12条 療養通所介護の定員を超えて利用させない。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の地域の実施地域は沼田市とする。沼田市以外の市町村の被保険者が利用する場合は、保険者市町村の指定が必要。また、その際事業所在地市町村の同意が必要となる。なお、市町村長間の事前の協議により事前の同意がある場合、同意は不要。

(療養通所介護の内容)

第14条

1. 療養通所介護は、居宅介護支援事業者の作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて必要な日常生活上の介護、看護及び機能訓練を行う。
2. 療養通所介護計画書に基づき、排泄、食事、入浴介助及び居宅並びに施設間の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第15条 営業日及び営業時間については、以下のとおりとする。

1. 月曜日から金曜日とする。但し年末12月30日から31日及び年始1月1日から3日までは休業日とする。（年末年始が1週間以上ある場合は臨時営業とし日にちを設ける。）
2. 原則的には、8時30分から17時30分までとする。
3. サービス時間は、9時30分から16時30分までとし、9時30分から12時30分、13時30分から16時30分の2単位とする。

（受給資格等の確認）

第16条

1. サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護度認定の有効期間を確かめる。
2. 被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当意見に配慮してサービスを提供する。

（心身の状況等の把握）

第17条 療養通所介護の提供に当たっては、利用者に関わる居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条 居宅サービス計画が作成されている場合、当該居宅サービス計画に沿った療養通所介護の提供をしなければならない。

（居宅介護支援事業所との連携）

第19条

1. 療養通所介護の提供に当たっては、利用者に関わる居宅介護支援事業所及び他の保健・医療・福祉の関係諸機関との綿密な連携に努める。
2. 療養通所介護の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所に対する情報の提供に努めるとともに、他の保健・医療・福祉の関係諸機関と密接な連携に努める。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第20条 利用者及びその家族が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、利用者に関わる介護支援事業者に連絡するとともに必要な援助を行なう。

(サービスの提供の記録)

第21条 療養通所介護の提供に当たっては、提供日及びその内容、その他について記録を5年間保存する。

(健康手帳への記録)

第22条 当施設は、療養通所介護の提供に当たっては、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。但し、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

1. 正当な理由なしにサービス利用に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(療養通所介護計画の具体的取り扱い方針)

第24条

1. 療養通所介護計画は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう目標を設定し、計画的に行なわれなければならない。
2. 療養通所介護計画は主治医の診療内容及び運動機能検査等の結果を基に、療養通所介護の提供に関わる従業者が共同して個々の利用者毎に作成するものであること。
3. 療養通所介護計画の目標及びその内容については、利用者又は家族に説明を行なうとともに、その実施状況や評価についても説明を行なうこと。
4. 療養通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。
5. 療養通所介護計画には利用者の意思を反映させるため、作成にあたってはその内容等を説明し、利用者の同意を得て、作成した療養通所介護計画を交付しなければならない。

(協力医療機関)

第25条 利用者の急変時の協力医療機関、及び歯科協力医療機関は、下記のとおりとする。

1. 協力医療機関 併設 内田病院
協力歯科医院 割田デンタルクリニック

(利用料等利用者負担の額)

第26条 利用者負担額は以下のとおりとする。

1. 保険給付の自己負担額を下記の料金表により支払を受ける。

| | |
|------------------|---|
| 基本報酬 | 12,691 単位/月 *入浴介助なし 所定単位数の 95/100 *サービス提供量が月 4 回以下 所定単位数の 70/100 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 総利用単位に 5.9%を乗じる。 |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ | 総利用単位に 1.0%を乗じる。 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ | 48 単位/月 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 介護報酬の 1.1%/月 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | 20 単位/回 (6月に 1 回) |

※上記の金額は 1 割負担の場合に限る。(但し 所得の状況に応じて 2 割・3 割負担となる。)

保険給付対象外の利用者負担の費用については、下記の料金表により支払を受ける。

| | | | |
|-------------------|----------------------------|---|--------|
| おむつ代（紙おむつ・尿とりパット） | 紙おむつ代 | M | 70円／1枚 |
| | | L | 80円／1枚 |
| | 尿とりパット | 大 | 40円／1枚 |
| | | 小 | 30円／1枚 |
| 個別に必要な創作活動材料費 | 実費相当 | | |
| 実施地域以外の送迎にかかる燃料費 | 沼田市を越えた時点から 1 kmにつき 30円 | | |

2. 本条各号に掲げる費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者及び家族の同意を得る事とする。

（利用料の納入）

第27条 第26条に定める利用者負担額については、サービスを利用した月毎にまとめ、サービスを利用した翌月の10日過ぎに、利用者又はその家族に対し請求書を送付し、当施設の指定する金融機関に振り込む、若しくは当会にて現金払いにより受領する。

（施設利用にあたっての留意事項）

第28条

1. 利用者は施設申込に際して、介護保険被保険者証を提示し、被保険者資格、介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。
2. 利用者は施設利用に際して、契約書、同意書等に署名・捺印をして提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。集団生活となるので、他の利用者等に迷惑のかからないよう心掛けること。
3. 利用料等納付すべき費用は滞納しないこと。
4. 施設の設備、備品を破損した場合は、相当額を弁償すること。
5. 施設職員に対する寸志、心付け類は一切受け付けないので注意すること。
6. 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - ◇ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
 - ◇ 喧嘩、口論、泥酔い等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - ◇ 当施設の秩序、風紀を著しく乱し安全衛生を乱すこと。
 - ◇ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - ◇ 火気を用いること。
 - ◇ 他の利用者に関する情報を漏らすこと。
7. 本条前項にあたっては利用者の家族にも適用する。

（非常災害対策）

第29条

1. 非常災害に関する具体的計画を、介護老人保健施設大誠苑における防災計画に別に定める。
2. 非常災害に備えるべく、少なくとも6ヶ月に1回は、避難・救出その他必要な訓練等を行なわなければならない。

(掲示)

第30条 当通所療養介護の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第31条

1. 当施設は、居宅介護支援事業所等に対して、職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう必要な処置を講ずる。
2. 当施設の職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後に於いても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。
3. 当施設は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第32条

1. 当施設は、提供した介護保健施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受けるための窓口を「管理者 藤田 陽子」とする。
2. 電話、FAX、郵便、インターネットによる苦情処理の窓口を次のとおりとする。
 - (1) 電話 0278-23-1231
 - (2) FAX 0278-24-5315
 - (3) 住所 〒378-0005 群馬県沼田市久屋原町345-1
 - (4) 電子メール happy.ns@taiseikai-grpup.com

(その他)

第33条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人大誠会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この運営規程は平成26年12月 1日から施行する。
この運営規程は平成27年 7月 1日から施行する。
この運営規程は平成27年12月29日から施行する。
この運営規程は平成28年 3月 1日から施行する。
この運営規程は平成28年 4月 1日から施行する。
この運営規程は平成30年 4月 1日から施行する。
この運営規程は令和元年 10月 1日から施行する。
この運営規程は令和元年 11月 1日から施行する。
この運営規程は令和元年 12月 1日から施行する。
この運営規程は令和元年 12月 20日から施行する。
この運営規程は令和2年 1月 10日から施行する。
この運営規程は令和2年 2月 17日から施行する。

この運営規程は令和2年7月1日から施行する。

この運営規程は令和2年11月1日から施行する。

この運営規程は令和3年4月1日から施行する

この運営規程は令和4年5月1日から施行する。

この運営規程は令和4年10月1日から施行する。

この運営規程は令和5年6月1日から施行する。

この運営規程は令和5年12月1日から施行する。